

# 基準ごとの分析を行う際 の手順等について

- 令和5年6月
- 大学改革支援・学位授与機構

大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、6領域に分類される27の基準から構成されています。

スライド

<u>基本的な考え方、自己評価書の作成等</u>	..... 3
<u>領域1 教育研究上の基本組織に関する基準(3基準)</u>	..... 1 3
<u>領域2 内部質保証に関する基準(5基準)</u>	..... 2 1
<u>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準(6基準)</u>	..... 5 3
<u>領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(2基準)</u>	..... 7 3
<u>領域5 学生の受入に関する基準(3基準)</u>	..... 8 9
<u>領域6 教育課程と学習成果に関する基準(8基準)</u>	..... 9 5

# 基本的な考え方 自己評価書の作成等

◆自己評価書の作成は、「自己点検・評価」ではない。

- 自己点検・評価：内部質保証の一工程であり、自己評価書作成の前提
- 自己評価書作成：認証評価の一工程(内部質保証は認証評価の対象であり、「重点的に認証評価する事項」とされている)

※この点については、2巡目までの曖昧さを整理。

◆自己評価書は、認証評価の出発点として基準ごとに作成。

1. 基準ごとの分析項目に関する状況の分析、すなわち、**根拠資料**による確認
2. 資料による確認が十分できない場合には、その理由等を分析⇒**特記事項①**
3. 基準の内容に関し、分析項目のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色がある場合には、取組、成果を分析⇒**特記事項②**
4. 基準の判断⇒**チェックボックス**□
5. **優れた成果**が確認できる取組、**改善を要すると判断する事項**を抽出

◆ただし、**領域6**については、

- 大学は、**教育課程ごとの分析**を踏まえて  
教育研究上の**基本組織ごとに判断**(自己点検・評価)する。
- 機構は、大学の判断を根拠資料によって確認した上で機関別に判断する。  
例：「△△大学は、○○学部(の□□学科)を除いて基準6－7を満たしている。」

## ◆特に「大学等の目的」の記載に留意

- ・「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」
- ・大学及び教育研究上の基本組織のそれぞれについて、その目的を記載する。すべての基準の判断で参照されるが、とりわけ、
  - 基準1-1に関する分析及び判断に影響
  - 基準2-1及び2-2に関する分析に影響
  - 基準5-1、6-1、6-2(ポリシー関連の基準)の分析及び判断に影響
  - 領域6の全基準にわたって影響
- ・教育研究上の基本組織以外については原則として記載不要。  
ただし、
  - 教育上の目的をもつ組織については、上記基準の分析に必要な限りで記載する
  - 現況の記載項目である教員数等については、共通基礎データ記載の大学全体の教員数等を記載
- ・記載する基本組織については、大学からの(前年9月)申請後に大学に対して確認する。

## ◆「特徴」については沿革よりも最近の大学としての考え方が分かる内容を中心に記述

# 大学の現況、目的及び特徴

## 【自己評価書の作成】

機構が最終的に作成する評価報告書を公表する際に原則として原文のまま併せて掲載します。

### (1) 現況

- ①大学名 ②所在地
- ③教育研究上の基本組織等

設置されている学部・研究科等の教育研究上の基本組織等を全て記述します。

#### ④学生数及び教員数

評価実施年度の5月1日現在における、学部・研究科等の学生数及び教員数を大学全体の合計として記述します。

※現員数は、「認証評価共通基礎データ」記載の数値と一致させてください。

### (2) 目的

第2章の「1 目的の確認」を踏まえ、大学等の目的を記載します。

各目的には、その出典（学則等や大学概要、ウェブサイトなど）を括弧書きで明示します。

### (3) 特徴

大学の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、大学の特徴が表れるよう2,000字以内で簡潔に記述してください。

1. 分析項目について確認すべき根拠資料・データ及び記載する内容を示す。
2. 分析項目に関する分析結果に基づき大学等の目的に照らして **基準を満たしているかを判断**する。
  - a. 基準の求める状況にあることを分析項目に沿って、資料によって**確認できた場合**には、**基準を満たしていると判断**する。
  - b. 分析項目の内容を資料によって**確認できない場合**、**対応状況を記述**しつつ、この**基準を満たさないと判断**する。ただし、相応の理由がある場合には特記事項①の内容として記載。**機構による評価においては、対応状況の記述を踏まえて基準について判断**する。
3. 分析項目の内容を確認できた上で、**関連する取組が成果を上げている場合**にはその**取組と成果を記述**する。
4. 認証評価実施年度において**改善を要すると判断するもの**、**優れていると判断するもの**を記載する。

# 基準ごとの自己評価

## 【優れた成果を確認するための基準】

1. 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、**成果が上がっている**と判断されるもの。
  2. 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、**成果が上がっている**と判断されるもの。
  3. 大学一般に期待される水準から見て、**優れている状況である**と判断されるもの。  
(『自己評価実施要項』 p. 4)
- 成果が上がっている取組、優れた状況を抽出する。機構による評価においては、取組だけを取り上げない方向。
  - したがって、成果が上がっていることの根拠となる資料・データを示せない取組については記載は不要。
  - どの程度の成果が優れたものであるか、大学一般に期待される水準としてどの程度の状況を考えるかは、自己評価書作成においては大学の判断による。機構による評価においては、評価部会で合議して判断する。
  - **大学が自己評価において抽出した取組、状況以外を、評価部会が裁量して優れた点とすることはしない。**



# 基準ごとの自己評価

## 【自己評価書の作成】

- ① 自己評価実施要項 第2章の「II 基準ごとの自己評価」で実施した分析で、特定した根拠資料・データの名称を自己評価書様式の【分析項目に係る根拠資料・データ】欄に記載します。
- ② 分析項目を十分に立証できない場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、【特記事項】欄に、その事態に対応するための計画及びその進捗の分析等を400字以内で記載します。
- ③ 基準に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料・データを参照する際に留意すべきこと等があれば、【特記事項】欄に400字以内で記載します。必要に応じてその根拠資料・データを特定又は作成し、随時参照可能にしてください。
- ④ 上記①及び②で確認した内容を踏まえ、基準に係る判断を記載します。
- ⑤ 基準ごとの分析の結果、優れた成果が確認できた場合にはその取組を抽出し、改善を要する内容が確認された場合には改善を要する事項として抽出して、その内容を【優れた成果が確認できる取組又は改善を要する事項】欄に記載してください。

〇〇大学 領域3

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ	備考	判断
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを踏んでいること	・直近年度の財務諸表 ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		①
[分析項目3-1-2] 職員研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（領域様式3-1-2） ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに留意書きで記述すること。

③

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。  
(リストから選択してください)

④

⑤

【改善を要する事項】

# 自己評価書の作成イメージ

## 自己評価実施要項

**【別紙2】**

別紙2-1 財務諸表が大学の目的に照らして適切であること

別紙2-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料

別紙2-3 教育研究経費（令和〇年度）の明確について

別紙2-4 3-1-2-01\_理由書

## 自己評価書

〇〇大学 領域3

### II 基準ごとの自己評価

#### 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

##### 基準3-1 財務運営が大学の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<b>【分析項目3-1-1】</b> 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01_令和〇事業年度 財務諸表 ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02_令和〇事業年度 監査報告書 ・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料 ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01_理由書		
<b>【分析項目3-1-2】</b> 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること			
<b>【特記事項】</b> ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容が十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析項目で自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<b>【基準に係る判断】</b> 分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 （リストが足りなくなりましたら、追加してください）			
<b>【優れた成果を認める取組】</b>			

## 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

\*資料名をクリックすると資料にアクセスできます。

資料名	備考
3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料	

## 根拠資料一覧

付録2 根拠資料一覧

\*資料名をクリックすると資料にアクセスできます。

資料名	備考
3-1-1-01_令和〇事業年度 財務諸表	
3-1-1-02_令和〇事業年度 監査報告書	
3-1-2-01_理由書	

令和〇事業年度 財務諸表

令和〇年度 監査報告書

〇〇大学

3-1-1-01\_令和〇事業年度 財務諸表

令和〇年度監査報告書

〇〇大学

3-1-1-02\_令和〇事業年度 監査報告書

3-1-2\_予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料

根拠資料3-1-2-1 理由書

〇〇大学

3-1-2-01\_理由書

# 自己評価書様式例

## Ⅱ 基準ごとの自己評価

### 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

#### 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
<b>【特記事項】</b>			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

# 根拠となる資料・データ等の示し方

## 【自己評価書の作成】

- ◆資料番号、資料名（領域6においては学部・研究科名も明記）を定め、1つの根拠資料・データごとに電子ファイル（検索可能なPDF）を作成
- ◆分析項目の内容を整理する方法が、別紙様式、認証評価共通基礎データ様式として示されている場合には、その様式を利用し、電子ファイル（PDF）を作成
- ◆Webページに掲載されているものを根拠資料・データとする場合は、該当ページの電子ファイル（検索可能なPDF）を作成（基準3-6は除く。）
- ◆以上で作成した根拠資料・データの電子ファイルを機構が用意するサーバにアップロード
- ◆自己評価書に記載の根拠資料・データ名に対してサーバ上の各ファイルに付与されたURLを貼付（自己評価書から1クリックでの根拠書類にアクセス可能）
- ◆自己評価書及び提出された根拠資料・データは、原則として公開。ただし、公表にふさわしくない根拠資料については、自己評価書の資料名のあとに「（非公表）」と記載

※「公表にふさわしくない」との判断にあたっては、分析項目ごとの分析及び基準の判断の根拠となる資料・データであることに留意することが重要です。

※公表された著作物等を根拠資料とする場合には、著作権に配慮してください。

# 領域 1

## 教育研究上の基本組織に関する基準

**基準 1 – 1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること**

**基準 1 – 2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること**

学部及び学科、研究科及び専攻(これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織)の基本的な教育研究組織が、大学等の目的に則して適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、それぞれの教育研究組織が学校教育法、大学設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。

**基準 1 – 3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること**

それぞれの基本的な教育研究組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくため、学校教育法が定める教授会のほか教務委員会等の各種委員会その他の運営体制が適切に整備され、それらが機能していることを確認し判断します。

# 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

## 基準 1 - 1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

### 分析項目 1 - 1 - 1

学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること

- 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻等の構成（教育研究組織の編成、規模内容等）が、自己評価書「Ⅰ大学の現況、目的及び特徴」に記載された大学等の目的と整合性がとれていることを確認する。
- 前回評価以降に改組があった場合は、別途確認し、経緯についてそれぞれ 400 字以内で記載する。
- 共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況を確認する。
- 文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書を確認する。
- 大学設置基準第57条等により教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書等及び認定結果を確認する。

※学士課程、大学院課程の区別をしない。

※大学院課程において区分制をとっている場合には、前期課程、後期課程ごとに分析することも可。

# 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

## 基準 1 - 2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

### 分析項目 1 - 2 - 1

#### 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること

- 認証評価共通基礎データ様式の該当部分によって確認する。
    - ※大学設置基準等に基づく基準数を下回る場合は、欠員が生じた年度及び理由と補充計画の進捗状況进行分析する。
    - ※大学設置基準等の別表等に示されていない学部等については、設置を申請又は届出たときの人数を基準数として確認や分析を行う。
- ☆認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式 1 (改正前基準)または(改正後基準)
- ※令和4年の大学設置基準の改正により、教員制度に関して、旧基準の専任教員と新基準の基幹教員の2種類の制度がある。採用している制度に応じた認証評価共通基礎データ様式を用いる。

#### ➤ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1 (改正前基準)

	学部・学科等の名称	専任教員等										専任教員一人あたりの在籍学生数	備考							
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員										
学士課程	〇〇学部〇〇学科	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
	△△課程	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人							
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人							
学士課程（専門職学科等含む）	学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うち2項該当当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
	〇〇学部〇〇学科	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
	△△課程	人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	人	
	〇〇学部〇〇専門職学科 (大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員		研究指導補助教員		研究指導教員基準数		研究指導補助教員基準数		基準数計		助手	非常勤教員	備考						
	〇〇研究科〇〇専攻(M)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人						
	〇〇専攻(D)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人						
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人						



# 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

## 基準 1 - 2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

### 分析項目 1 - 2 - 2

#### 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと

- 別紙様式 1 - 2 - 2 の作成によって確認する。

#### ➤ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1 - 2 - 2）

所属	職名	人数	内訳						
			性別		年齢				
			男性	女性	～34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳～
○○学部	教授	32	23	9	0	0	10	22	0
	准教授	24	19	5	0	12	12	0	0
	講師	0	0	0	0	0	0	0	0
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0
	計	56	42	14	0	12	22	22	0
	%		75.0%	25.0%	0.0%	21.4%	39.3%	39.3%	0.0%
○○研究科	教授	0							
	准教授	0							
	講師	0							
	助教	0							
		0							
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
	%								

# 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

## 基準 1 - 3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

### 分析項目 1 - 3 - 1

#### 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること

- 学則、運営組織規定によって組織体制を確認し、その規定を資料とする。
- 学則、運営組織規定によって責任体制を確認し、その規定を資料とする。
- 上記で言及された組織について、責任者の氏名が分かる資料を参照して、教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1 - 3 - 1）を作成して確認する。

※各教育組織に対して責任を負う教員組織が明確になるように記載する。

#### ➤ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1 - 3 - 1）

教員組織	主に対応する教育組織		根拠資料
	学士課程	大学院課程	
○○研究科	○○学部	○○研究科	小平大学組織運営規則第 X 条～第 X 条 小平大学教員組織編成等に関する規則第 X 条
××研究科	××学部	××研究科 □□研究科	小平大学組織運営規則第 X 条～第 X 条 小平大学教員組織編成等に関する規則第 X 条
△△院			小平大学組織運営規則第 X 条～第 X 条 小平大学教員組織編成等に関する規則第 X 条

# 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

## 基準 1 - 3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

### 分析項目 1 - 3 - 2

#### 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

- 教育活動に係る重要事項を審議するための組織(教授会等) について、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。
- 規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。
- 教育活動に係る重要な審議事項とは、学校教育法第93条第2項に定めるもの。

※教授会に代議員会を置き、かつ、代議員会が教育活動に係る重要な審議を行う場合には、代議員会の規則等もあわせて確認する。

#### ➤ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1 - 3 - 2）

会議等名称	規定上の開催頻度	前年度における開催実績
○○学部教授会	原則月 1 回	11回
××学部教授会	原則月 1 回	10回
...		
○○研究科教授会	原則月 1 回	8回
××研究科教授会	原則月 1 回	9回
...		

# 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

## 基準 1 - 3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

### 分析項目 1 - 3 - 3

全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること

- 教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織については、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。
- 規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

※教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織とは、教育研究評議会（国立大学）、教育研究審議機関（公立大学）、全学教務委員会、教育改革推進機構などを指す。

#### ➤ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1 - 3 - 3）

会議等名称	規定上の開催頻度	前年度における開催実績
教育研究評議会	原則月 1 回	14回

# 領域 2

## 内部質保証に関する基準

## 基準 2 - 1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かについて、学内における責任体制が明確に規定されていることを中心として、確認し判断します。

## 基準 2 - 2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

その体制のもとで手順が組織として明確化され、共通に認識されているか否かを中心に、内部質保証が教育研究環境に係る事項及び教育課程とその学習成果について、大学としてその状況を把握し、改善及び向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な条件が整っているか否かを判断します。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の評価では、これらの基準 2 - 1 及び基準 2 - 2 のいずれかに改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準に適合していないものとしします。

## 基準 2 - 3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

内部質保証が実際に機能しているか否かについて、自己点検・評価によって確認された問題点が改善され、また伸ばすべき特長がどのように伸長されたかを具体的に確認することによって判断します。

機構の評価では、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し、分析する組織的取組が効果的であった場合、学生を含む関係者からの意見を聴取し、分析する組織的取組が効果的であった場合、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します。

## 領域2 内部質保証に関する基準

### 基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

教育研究上の基本組織の新設や変更等の重要な見直しを行うにあたり、大学の内部質保証活動の一環として当該見直し事項の適切性等に関する検証を行う仕組みを有しているか否かを判断します。

### 基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

教員の採用、昇任に係る規定（教員としての教育上、研究上及び必要とするその他の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持、向上させるための教員評価の仕組み、並びに教育能力を向上させるための組織的取組の状況を分析して、大学の内部質保証活動の一環として教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員や教育支援者及び教育補助者への研修の実施などにより、これらの者の質を維持、向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

※機構では、

『教育の内部質保証に関するガイドライン』

（平成29年3月31日、質保証システムの現状と将来像に関する研究会）

を大学における内部質保証のあり方について刊行している。

ただし、領域2の諸基準はその内容の実施を求めるものではない。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 1 - 1

大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下、「機関別内部質保証体制」という。)を整備していること

- 該当する体制に責任をもつ役職名(学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者)が定められていることを確認する。
- 該当する体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者(学部長や研究科長等。分析項目 2 - 1 - 2 との関連に留意。)と上記責任者との情報共有の形態(委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同で行う場合には複数の組織名称を記載)を確認する。

#### ➤ 内部質保証に係る責任体制等一覧 (別紙様式 2 - 1 - 1)

確認すべき要素	大学における状況	根拠規定
(1) 中核となる委員会等の名称	自己点検・評価委員会	小平大学自己点検・評価委員会規則
(2) 統括責任者	学長	小平大学自己点検・評価委員会規則
(3) 自己点検・評価の責任者	副学長 (評価担当)	小平大学自己点検・評価委員会規則第 X 条
(4) 改善・向上活動の責任者	副学長 (教育担当) 副学寮 (総務担当)	小平大学自己点検・評価委員会規則第 X 条
(5) 委員会等の構成員	副学長、各研究科長が推薦する教員 (各 1 名)、 各附置研究所長が推薦する教員 (各 1 名)、各 センター長が推薦する教員 (〇名)、評価室長、 その他自己点検・評価委員会委員長が必要と認 めた本学の教職員 (〇名)	小平大学自己点検・評価委員会内規第 X 条



# 領域 2 内部質保証に関する基準

## 基準 2 - 1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

### 分析項目 2 - 1 - 2

それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

※教養教育を実施する組織が、学部や研究科と同様、その質保証に責任をもっている場合は、この表に記載することができる。

※複数分野にまたがる教育課程を有し、その課程を教育研究上の基本組織とみなしている場合は、この表に記載することができる。

#### ➤ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式 2 - 1 - 2）

組織番号	教育研究上の基本組織	組織等の長	教育課程	教育課程ごとの質保証の責任者	備考
01	○○学部	○○学部長	△△学科	○○学部長	
		〃	□□学科	○○学部長	
02	■■学部	■■学部長	▼▼学科	▼▼学科長	
		〃	■■学科	■■学科長	
03	△△研究科	××研究科長	◎◎専攻	××研究科長	
		〃	◇◇専攻	××研究科長	
		〃	☆☆専攻	××研究科長	

#### ○学生募集を停止した教育研究上の基本組織（廃止した教育研究上の基本組織を含む。）

組織番号	教育研究上の基本組織	教育課程	備考
13	○○学部		
14	☆☆研究科	☆☆専攻	

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 1 - 2

それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

#### 【共同教育課程、国際連携教育課程として設置された教育研究上の基本組織の場合】

- 別紙様式 2 - 1 - 2 において教育研究上の基本組織として記載
- 「当該教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書」として、評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）を確認。
  - ▶最低限、領域 6 の内容が網羅されていること、その形式は問わない。
  - ▶領域 6 の別紙様式を使用する場合、実施組織（大学）それぞれについて、判別できるよう記載すること。
  - ▶報告書に領域 6 の内容以外が含まれていても構わない。

#### 【関連法令の制定に関する文部科学省からの通知（20文科高第621号）】

共同学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等、大学又は法人単位で実施されるものにおいては、共同教育課程に係る当該大学の教育研究活動の状況に加えて、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること。

※通知（26文科高第621号）で国際連携学科等についても同旨の記載があることに留意。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 1 - 3

#### 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

- 施設及び設備（情報関連施設設備及び図書館を含む。）の質保証に責任をもつ役職名
- 学生支援の質保証に責任をもつ役職名
- 学生の受入に責任をもつ役職名(学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者)と該当する体制（組織）を確認する。
- 機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態(委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載)を確認する。
- 該当する体制（組織）の構成員を確認する。

※「管理運営等の質保証」については、基準 3 - 5 で確認する。

※実施の責任者が質保証の責任者であってもよい。

#### ➤ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2 - 1 - 3）

組織	責任者	活動の内容	構成員

## 記載例

### 施設設備

組織	責任者	活動の内容	構成員
キャンパス整備委員会	副学長（施設・安全担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンパス内環境整備</li> <li>・施設の新増築や大規模改修に係る設計、工事の実施</li> </ul>	施設・安全担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、施設部長、施設課長
図書館運営委員会	副学長（学術基盤担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の運営管理</li> <li>・蔵書の購入等に関する予算</li> <li>・将来構想</li> </ul>	施設・安全担当副学長、図書館長、研究科・学部より教員各1名、付属研究所・センターより教員3名、学務部長、学務課長
情報基盤センター運営委員会	副学長（情報化担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークの運営管理</li> <li>・学内情報設備の高度化</li> <li>・情報環境整備の企画立案</li> </ul>	情報担当副学長、情報基盤センター長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、施設部長、施設課長

### 学生支援

組織	責任者	活動の内容	構成員
厚生補導委員会	副学長（教育担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健管理センター業務</li> </ul>	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、総務部長、総務課長
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職支援センター業務</li> </ul>	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、学生課長
留学生委員会	副学長（国際担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生支援</li> </ul>	国際担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、留学生課長

### 学生受入

組織	責任者	活動の内容	構成員
入学者選抜方法等検証委員会	副学長（教育担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者選抜方法等の策定、検証</li> </ul>	教育担当副学長、各研究科長、各学部長、各付属研究所長、各センター長、学生部長、学生課長、留学生課長

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 1 - 4 (より望ましい取組として分析)

研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること

- 研究活動の組織的取組の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- 地域貢献活動の組織的取組の質保証に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- 教育の国際化の組織的取組に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- 機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。
- 該当する体制（組織）の構成員を確認する。

※これらの組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする**記述**を求める。

この分析項目は、研究活動、地域貢献活動、教育の国際化の組織的取組の各項目の内容を十分に実現している場合に限り、それぞれ分析する。

研究活動 : 分析項目 2 - 1 - 4、3 - 2 - 3、4 - 1 - 7

地域貢献活動 : 分析項目 2 - 1 - 4、4 - 1 - 8

教育の国際化 : 分析項目 2 - 1 - 4、3 - 3 - 2、6 - 5 - 5、6 - 8 - 6

- 研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式 2 - 1 - 4）

## 研究活動の組織的取組

組織	責任者	活動の内容	構成員
●●●●	●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●

## 地域貢献活動の組織的取組

組織	責任者	活動の内容	構成員

## 教育の国際化の組織的取組

組織	責任者	活動の内容	構成員

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

**基準 2 - 2 については、基本的に手順が規定されているかどうかを確認することが重要であるので、基本的に根拠となる規定を様式に従って示すことが必要。**

#### 分析項目 2 - 2 - 1

それぞれの教育課程の 3 ポリシーについて、機関別内部質保証体制が確認する**手順を有していること**

#### 分析項目 2 - 2 - 2

教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断が行うことが**定められていること等**

#### 分析項目 2 - 2 - 3

施設及び設備、学生並びに支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が**明確に定められていること**

#### 分析項目 2 - 2 - 4

機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを**設けていること**

#### 分析項目 2 - 2 - 5

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する**手順が定められていること**

#### 分析項目 2 - 2 - 6

機関別内部質保証体制において立案、提案、承認された計画を実施する**手順が定められていること**

#### 分析項目 2 - 2 - 7

機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する**手順が定められていること**

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 2 - 2

教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことが定められていること

- 教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準で分析する内容の点検・評価を行うことが規定で定められていることを確認する。
- 教職課程として認定を受けた教育課程については、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する。
- 連携開設科目を開設する教育課程については、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど点検・評価において重点的に取り扱われていることを確認する。

#### ➤ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式 2 - 2 - 2）

教育課程	評価の内容を規定する規定類	内部質保証の統括責任者による決定日
理学部物理学科	2-2-2-01_理学部内部質保証実施要項	平成30年4月1日
医学部医学科	2-2-2-02_医学教育評価実施要項	平成30年4月1日
工学部機械学科	2-2-2-03_JABEE	平成30年4月1日



## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 2 - 3

#### 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

- 施設設備、学生支援、学生受入に関して自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類を確認する。

※評価対象事項、実施時期、実施主体、評価基準について具体的に定められていることが必要。

#### ➤ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式 2 - 2 - 3）

評価の対象	実施時期	評価方法を規定する規定類
施設設備	毎年度	2-2-3-01_小平大学キャンパス整備委員会規程 第X条
図書	毎年度	2-2-3-02_小平大学学術基盤自己点検評価実施要項
情報設備	毎年度	2-2-3-02_小平大学学術基盤自己点検評価実施要項
学生支援	2年に1回	2-2-3-03_小平大学厚生補導委員会規程 第X条
留学生支援	毎年度	2-2-3-04_小平大学留学生委員会規程 第X条
学生受入	毎年度	2-2-3-05_小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第X条

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 2 - 4

#### 機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること

- 教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入のそれぞれに関して、関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等)から意見を聴取することが定められており、その結果を機関別内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する。

※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期(頻度)、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要。

※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む。

#### ➤ 意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式 2 - 2 - 4)

評価の対象	実施主体	聴取対象者	実施時期	実施内容	評価方法を規定する規定類
教育課程	各学部・研究科	学生	毎学期	授業評価アンケート	2-2-4-01_各学部、研究科の教務委員会規程
〃	学生アドミッション室	卒業(修了)生	毎年卒業(修了)時	達成度アンケート	2-2-4-02_達成度アンケート実施要領
〃	学生アドミッション室	卒業生(修了生)の主な雇用者	毎年卒業(修了)時	達成度アンケート	2-2-4-03_達成度アンケート実施要領
施設設備	キャンパス整備委員会	学生	3年に1回	学生生活実態調査	2-2-4-04_小平大学キャンパス整備委員会 第X条
学生支援	学生支援センター	学生	2年に1回	学生生活実態調査	2-2-4-05_小平大学厚生補導委員会規程 第X条
学生受入	入学者選抜等検証委員会	学生	毎年度	入学試験結果検証	2-2-4-06_小平大学入学者選抜等検証委員会規程 第X条
〃	入学者選抜等検証委員会	高等学校進路指導担当者	毎年度	入試に関する懇談会	2-2-4-07_小平大学入学者選抜等検証委員会規程 第X条

# 領域 2 内部質保証に関する基準

## 基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

### 分析項目 2 - 2 - 5

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること

- 確認された自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する。
- 自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、特に教育課程ごとにその質保証に責任をもつ教育研究上の基本的組織がその対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する

※外部者の意見とは、経営協議会、経営審議会等外部者の参画が中心となるものを想定。

※大学において実施した外部評価は、ここでいう第三者評価に相当しない。

#### ➤ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2 - 2 - 5）

評価の対象	検討、立案、提案の責任主体	検討、立案、提案の方法を規定する規定類
教育課程	各学部、研究科の教務委員会	2-2-5-01_各学部、研究科の教務委員会規程
施設設備	キャンパス整備委員会	2-2-5-02_小平大学キャンパス整備委員会規程 第X条
学生支援	厚生補導委員会	2-2-5-03_小平大学厚生補導委員会規程 第X条
学生受入	入学者選抜方法等検証委員会	2-2-5-04_小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第X条

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 2 - 6

機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること

- 分析項目 2 - 2 - 5 の手順を経た上で機関別内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規定上定められていることを確認する。

#### ➤ 実施の責任主体一覧（別紙様式 2 - 2 - 6）

評価の対象	実施の責任主体	実施の方法を規定する規定類
教育課程	各学部、研究科の教務委員会	2-2-6-01 各学部、研究科の教務委員会規程
施設設備	キャンパス整備委員会	2-2-6-02 小平大学キャンパス整備委員会規程 第X条
学生支援	厚生補導委員会	2-2-6-03 小平大学厚生補導委員会規程 第X条
学生受入	入学者選抜方法等検証委員会	2-2-6-04 小平大学入学者選抜方法等検証委員会規程 第X条

# 領域 2 内部質保証に関する基準

## 基準 2 - 3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

### 分析項目 2 - 3 - 1

自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

- 機関別内部質保証体制において決定された対応措置の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。ただし、別紙様式 2 - 3 - 1 の程度でよい。
- また、確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。
- すべてが検討中でないかぎり、内部質保証の体制は機能していると判断してよい。

※取組の成果が確認できることまでは求めない。

※項目は年月順に記載すること。

※領域 6 において第三者評価結果を活用している場合には、当該評価における指摘事項等に対して対応済みの状況が示されている必要がある。

#### ➤ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠資料等				
					<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

# 内部質保証が機能していることのエビデンスの例 (1)

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	シラバス（学士課程・大学院課程）の記載内容に精粗がある	令和〇年度自己点検・評価報告書	・ガイドラインの作成 ・シラバス登録システムの改修	全学教務委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	初年次教育科目の目的が十分に達成されていない。（満足度、コミュニケーション能力、図書館利用頻度が十分に高いとはいえない）	令和〇年度自己点検・評価報告書	・授業技法に関するワークショップの開催 ・他大学における優良事例の共有 ・目指すべき初年次教育の在り方を整理するため、「初年次教育における能動的学習の導入に関する基本的な考え方」の策定	全学学士教育プログラム委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	一部の博士前期課程・博士後期課程の入学定員充足率が大幅に下回る	令和〇年度自己点検・評価報告書	・入学定員を変更 ・他の研究科における入学定員充足のための取組や定員見直しについて検討	入学試験運営委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 検討は継続	領域 5 基準 5 - 3
**年*月	定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想を策定し、着実に実行すること。 (〇〇研究科〇〇専攻(D))	設置計画履行状況等調査において付された指摘事項(改善)	全学的な人事計画も含め、検討	将来構想委員会 〇〇研究科	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 1 基準 1 - 2
**年*月	カリキュラムマップの策定、明示が確認出来ない。	歯学教育認証評価検討ワーキンググループ（学内組織）	・カリキュラムマップを策定	歯学部	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 6 基準 6 - 3

# 内部質保証が機能していることのエビデンスの例（2）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、入学者の学力水準に留意しつつ、定員の充足に向けた取組に努めることが望まれる	国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務実績に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験者居住地の県庁所在地等への面接会場の設置</li> <li>・出願の受付を8月～1月の期間毎月行う、試験日程に新たにC日程を加える</li> </ul>	大学院専門職学位課程（法務研究科）	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域5 基準5-1
**年*月	「確率と統計」で、学生から講義内で問題を解く時間が欲しい	令和〇年度授業評価アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演習の時間を組み込む</li> </ul>	工学部	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域6 基準6-4
**年*月	地域医療に対する学生の関心度が低い	地域医療教育に関するアンケート	6年次の臨床実習において、離島の地域病院実習を選択可能とし、派遣をする。	医学部医学科	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域6 基準6-4
**年*月	履修登録や成績登録・表示等を行う教務情報システムは、22時から翌朝9時まで停止しているが、24時間稼働してほしい。	学科別・年次別懇談会	教務情報システムの更新		<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域4 基準4-1

# 内部質保証が機能していることのエビデンスの例（3）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	学生の不適切な実習態度等について	実習施設との意見交換	実習前に仮想現実を用いて、対象者の認知能力を疑似的に体験させる。	医学部看護学科	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	看護学部卒業生を教育研究に当てることができるように育てていくことの必要性から、看護学研究科に博士課程を創設すべき	教育研究審議会（外部委員）	博士課程の開設（令和○年度）	看護学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input checked="" type="checkbox"/> その他 （開設準備中）	領域 2 基準 2 - 4
**年*月	成績評価に対する異議申立制度がない	令和○年度大学機関別認証評価	学士課程、助産学専攻科及び大学院課程において制度を導入		<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 6 基準 6 - 6
**年*月	ICTを活用できる学習環境の改善をしてほしい	学生生活実態調査	・学習用パソコンの増設 ・共有スペースにおける無線LANの利用域の拡大	情報センター	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 4 基準 4 - 1
**年*月	イングリッシュトラックの導入の推進について	経営協議会及び教育研究評議会においても外部委員	生命システム科学専攻だけでなく、情報マネジメント専攻にも拡大		<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 6 基準 6 - 4



# 内部質保証が機能していることのエビデンスの例（４）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	「〇〇発の企業が多い地域の特徴を十分に活かしたビジネススクールにすべき」 「女性が活躍できる企業が成長する時代になってきており、魅力ある教育プログラムの開発に努めるべき」	経営管理研究科の運営推進のための有識者会議	教育プログラムの開発 入試広報活動 地域の学外組織・団体と連携して、地域課題やニーズに対処する。	将来構想委員会	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	理学部における授業資料の改善	授業評価調査	・プレゼンテーションソフトウェアを利用した授業の促進 目標値 全授業の %	全学教務委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※目標値に対して・・・%達成	領域 6 基準 6 - 4
**年*月	コース管理システムが使いにくい	全学FD研究会の際に聴取	・学外からのアクセスを可能 ・簡易マニュアルをウェブサイトに掲載	教育企画室	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 4 基準 4 - 1
**年*月	経済学部において、より専門性の高い教育を実施することが望まれる。	全国企業の採用担当者に実施したアンケート	・メジャー制を導入（「経済分析」「国際ビジネスと社会発展」「経営イノベーション」「法と公共政策」の4メジャー）	経済学部	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域 6 基準 6 - 4

# 内部質保証が機能していることのエビデンスの例（5）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	大学教育においてグローバル人材育成のための英語（外国語）コミュニケーション能力の強化策を求める意見	「大学教育の質改善に向けた企業からの意見収集調査」	TOEIC 600点を4年次時進級要件とする。	全学教務委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域6 基準6-4
**年*月	グローバル化・国際化に係る取組を強化することの必要性	外部有識者を含めて構成される経営協議会委員	「グローバル人材育成推進事業」及び「博士課程教育リーディングプログラム」等の教育プログラムを充実、開設した	〇〇研究科	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域6 基準6-4
**年*月	一部の建物において、バリアフリー化が不十分である	令和〇年度大学機関別認証評価	出入口のスロープ、自動ドア、身体障害者用トイレ及びエレベーターを整備	施設環境部	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域4 基準4-1
**年*月	自分の通算GPAの学年順位について簡単に参照できるように検討してほしい	学生による授業評価	学年ごとのGPAの分布を開示することとした。	学生サービス課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	領域6 基準6-6

# 内部質保証が機能していることのエビデンスの例（6）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠				
**年*月	研究室の視察で、機器の配置や器具の整理に適切でない状況が一部見られた。研究室の整備、整理整頓により、より安全性を高めるよう、改善が望まれる。	JABEE 認定申請審査において基準 2.5(1)に対して付された意見	研究室の安全性を高めるため、定期的な視察を行う。	応用化学・生命工学系	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	基準 3 - 2
**年*月	基礎医学教育に臨床現場と連携した教育手法をより多く取り入れるべきである。	JACME 評価報告書	カリキュラムを見直し、臨床医師の教育への関与の度合いを高める。	医学部医学科	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	基準 6 - 4
**年*月	教育課程方針について、「『卒業認定・学位授与の方針』、『教育課程編成・実施の方針』及び『入学者受入れの方針』の策定及び運用に関するガイドライン」等に示されている内容が十分に明文化されていない。	国立大学法人評価 教育に関する現況分析結果 書面調査シート	教育課程方針を見直し、ガイドラインに沿った方針を新たに定める。 (根拠資料2-3-1-02教育課程方針-工学部および工学研究科)	工学部、工学研究科	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	基準 6 - 2
**年*月	提出された資料からは、評価（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められていることが認められない。	国立大学法人評価 教育に関する現況分析結果 書面調査シート	教育課程方針を見直し、ガイドラインに沿った方針を新たに定める。 (根拠資料2-3-1-06小平大学成績評価基準に関する規程)	全学部、全研究科	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ( )	基準 6 - 6

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

#### 分析項目 2 - 3 - 2 (より望ましい取組として分析)

(インスティテューショナル・リサーチの取組が内部質保証を効果的にしている)

機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること

#### 分析項目 2 - 3 - 3 (より望ましい取組として分析)

(意見聴取が内部質保証を効果的にしている)

機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること

#### 分析項目 2 - 3 - 4 (より望ましい取組として分析)

(法令による評価、分野別評価などの結果が内部質保証で活用されている)

質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること

これらの取組について、その成果をアピールする**記述**を求める。

※項目の内容を十分に実現し優れて機能している場合に限り、分析する。

※効果的に機能していることが機構による評価において確認できれば、内部質保証が優れて機能していることを指摘(重点的評価事項について段階判定)することになる。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

### 分析項目 2 - 4 - 1

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、分析項目 2 - 1 - 1 で明示された機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること

- この分析項目は、内部質保証とガバナンスとの関係の状況を理解する上で重要であるが、
- 教育研究上の基本組織の改廃に関しては、変更の際の認可申請や届出の文書の該当箇所を使って確認する。
- 「仕組み」の確認にはなりにくいが、見直しの実質を確認する。
- 教育課程に関する「ポリシー」の変更については、分析 2 - 2 - 1 の分析をする際に参照した資料と同一であってもよい。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

**基準 2 - 5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること**

### 分析項目 2 - 5 - 1

**教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること**

- 教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定めていることを確認する ⇒ 「**教員採用基準**」のような規定
- その水準の判断を行う方法を明確に定めていることを確認する。 ⇒ 「**人事選考規程**」のような規定
- 特に教育研究上の指導能力については、その水準の判断を面接、模擬授業等で行っていることを確認する。
- 基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員（他大学等との兼務者）の採用等に係る規定を確認する。

※大学院の資格審査は表に記載しなくても良い

※共同大学院の資格審査は、特記事項に記載

※この分析項目の根拠資料については、自己評価書の一部である別紙様式を除き、一律に非公表の扱いとします。☆独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 第5条（法人文書の開示義務）

#### ➤ 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式 2 - 5 - 1）

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
〇〇学部	15人	面接のみ 8人 面接・模擬授業 7人	5人	面接・模擬授業 5人
〇〇研究科	3人	面接・模擬授業 3人	3人	面接・模擬授業 3人

## 記載例

### 令和4年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
〇〇学部	15人	面接 15人 うち模擬授業 7人	5人	面接・模擬授業 5人
〇〇研究科	3人	面接・模擬授業 3人	3人	面接・模擬授業 3人

### 令和3年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
□□学部	2人	面接・模擬授業 2人	4人	面接・模擬授業 4人

### 令和2年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
▲▲学部	なし		1人	面接・模擬授業 1人
▲▲研究科	なし		2人	面接・模擬授業 2人

### 令和元年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
なし				

### 平成30年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
〇〇学部	15人	面接 15人 うち模擬授業 7人	なし	
〇〇研究科	3人	面接・模擬授業 3人	なし	

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

#### 分析項目 2 - 5 - 2

#### 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること

- 教員の教育及び研究活動に関する評価を継続的（定期的）に実施すること、及び、教員評価の目的を定めていることについて、規則等で規定していることを確認する。
  - 基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員に係る教員評価の実施について規則等で規定していることを確認する。
    - ⇒ 評価の目的と継続実施を担保する規定が含まれていることが必要
  - その他の活動について教員評価を実施している場合は、それを含めて確認する。
    - ⇒ 規程、評価のための様式等を参照
- ※その他の活動とは、例えば、管理運営、社会貢献、診療を含む。
- 規定に基づいて実施されていることについて、評価実施年度、評価対象者、評価結果を確認する。

※この分析項目の根拠資料については、自己評価書の一部である別紙様式を除き、一律に非公表の扱いとします。☆独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 第5条（法人文書の開示義務）

#### ➤ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2 - 5 - 2）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果	備考
〇〇〇〇年度	623人	S:3人 A:19人 B:600人 C:1人	
〇〇〇〇年度	623人	改善を要する教員の数 5人	31年度から教員業績評価の目的を教育の改善に特化させることとしたため

※直近3年程度の実施状況を記載する。



## 領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 分析項目 2 - 5 - 3

評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること

- 評価結果を、個々の教員の処遇や教育研究費の配分、改善への指導等に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する。
- 分析項目 2 - 5 - 2 において確認した評価結果ごとの反映実績を確認する。
- 高い評価結果を、個々の教員の処遇や教育研究費の配分に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する。
- 低い評価結果を、改善への指導を実施する等の規定がある場合は、その規定を確認する。

#### ➤ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2 - 5 - 3）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果に基づく取組	備考
〇〇〇〇年度	623人	研究費の加算 (S:30%、A:15%)	
〇〇〇〇年度	623人	部局長面談 (5人)	令和〇年度から教員業績評価の目的を教育の改善に特化させることとしたため

※直近3年程度の取組を記載する。

※別紙様式 2 - 5 - 2 において確認した評価結果に対応

## 領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 分析項目 2 - 5 - 4

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

- FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。

➤別紙様式において、全学的でなくても組織的取組である場合には「主催」を明示する。

※教員に対する研修であっても、授業の内容及び方法の改善を図るための研修ではないものについては、分析項目 3 - 4 - 2 において確認する。

#### ➤ FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2 - 5 - 4）

取組	主催	実施内容・方法	参加者数
〇〇学部FD研修会	〇〇学部	教員集会、参加者アンケート調査	65人
FDセミナー	FD委員会	ゲスト・スピーカーの講演、アクティブ・ラーニング実践例紹介	45人
授業見学	FD委員会	授業を見学し、レポートを提出	20人

# 領域 2 内部質保証に関する基準

## 基準 2 - 5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 分析項目 2 - 5 - 5

教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること

- 教育課程を展開する上で（大学の目的等に照らして）必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員等の配置状況を確認する。→実際の配置、事務分掌、業務内容等を記載する。
- 演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する職員の配置状況を確認する。
- 指導補助者（当該授業科目を担当する教員以外の教員、T A等の教育補助者（大学設置基準第8条第3項））を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きが規定されていること、配置状況、活用状況を確認する。

➤ **教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式 2 - 5 - 5）**  
教育支援者

職種	所属	常勤	非常勤	計
教務関係や厚生補導等を担う職員	学生部教務課	2	1	45
	学生部学生課	2	1	
	・・・	・・・	・・・	
教育活動の支援や補助等を行う職員	〇〇センター	3	2	35
	××部フィールドセンター	2	1	
	・・・	・・・	・・・	
図書館の業務に従事する職員	本館	11	2	17
	分館	3	1	

**指導補助者（教育補助者）**

職種	教育研究上の基本組織等	総科目数	配置科目数	延べ人数	備考
TA	A学部	422	250	1,200	
助手	B学部	380	100	900	
●●	教養教育	414	280	1,900	

※職種欄には、大学で規定する指導補助者の職種（例えば、T A、助手等）を記載する。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 分析項目 2 - 5 - 6

教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

- 研修等の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。

※教員を除く指導補助者（教育補助者）に対して必要な研修を行うことが義務化されている。

※教育支援者等に対する研修であっても、教育活動に関わる研修ではないものについては、分析項目 3 - 4 - 2 において確認する。

#### ➤ 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2 - 5 - 6）

職種	研修名	研修内容	主催者	回数	参加延べ人数
教務関係や厚生補導等を担う職員	学生生活支援教職員研修	学生生活の諸問題を共通認識し、支援に向けて円滑な運営に資する。	学務部	3	25人
教育活動の支援や補助等を行う職員	技術職員研修会	日々の業務の情報共有と課題の解決により、教育支援の質の向上に資する。	研究開発推進部	3	15人
	技術発表会	技術職員の業績や活躍を広く学内外に紹介する機会であるとともに、日頃の教育支援業務の中で得た成果等の発表により、教育支援の質の向上に資する。	小平大学技術発表会実行委員会	1	43人
図書館の業務に従事する職員	〇〇地区新採用図書館職員研修	所属大学等では習得の機会が少ない大学図書館の概要と実務の基礎的知識を習得させることにより、図書館業務の基本的な対応を修得する。	小平東大学	1	3人
	大学図書館短期職員研修	大学図書館等の活動を活性化するため、図書館業務の基礎知識・最新知識を修得する。	国立情報学研究所	1	5人
指導補助者（教育補助者）	TA研修会	TAの在り方・心構え等についての指導。	各部局	のべ7	250人

# 領域 3

## 財務運営、管理運営及び情報 の公表に関する基準

## 基準 3 – 1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

財務運営が大学等の目的に照らして安定しているか否かを判断します。

## 基準 3 – 2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか否かを判断します。

## 基準 3 – 3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有しているか否かを判断します。

## 基準 3 – 4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

機関としての大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されているか否かを判断します。

## 基準 3 – 5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

財務及び管理運営に関する内部監査を含む内部統制及び監事の体制が機能しているか否かを判断します。

## 基準 3 – 6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

大学等の目的、教育研究に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育研究の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。

# 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準 3 – 1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

### 分析項目 3 – 1 – 1

#### 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること

- 財務諸表等について、法令等に従い、必要な手続きを経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。

※法人化されていない大学において、設置者の責任において大学の財務状況を示す資料が作成されている場合はその状況を確認する。

⇒ **財務諸表等については、承認後に提出を原則とする**が、たとえば、評価対象の国立大学を設置する国立大学法人の場合、自己評価書提出締切日までに承認が間に合わない場合については、資料名のみ記載して提出し、承認された際には、速やかに機構に連絡し、財務諸表等の根拠資料・データ(.pdf)、領域 3 の自己評価書の該当部分(.pdf、.xlsx)を提出する。

# 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準 3 - 1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

### 分析項目 3 - 1 - 2

#### 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること

- 過去 5 年間の予算・決算の状況を確認する。
- 各項目に関し、30%以上乖離している場合は、その理由を確認する。
- 経常損失がある場合は、その理由を確認する。
- 特別損失が過大である場合は、その理由を確認する。

➤ 予算・決算の状況（過去 5 年間分）が分かる資料（別紙様式 3 - 1 - 2）

→ **次スライド参照**



# 分析項目 3 - 1 - 2 (つづき)

## 【基となるデータ】

①国立、法人化された公立大学の場合

- ・ 決算：損益計算書
- ・ 予算：収支計画（年度計画）

②私立大学の場合

- ・ 予算、決算：事業活動収支計算書\_教育活動収支

※ 1 法人が複数の大学、学校を持っている場合には、上記をベースとし、評価対象の大学の数字を算出してください。決算の数字であれば、「開示すべきセグメント情報」等

### ➤ 予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式 3 - 1 - 2）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
経常費用						
教育研究経費						・・・ ①教育経費、研究経費、教育研究支援経費
診療経費						・・・ ②医療経費
人件費						・・・ ①役員人件費、教員人件費、職員人件費
一般管理費						・・・ ②管理経費
その他						
経常収益						
運営費交付金収益						
学納金収益（入学、授業、検定料）						・・・ ①授業料収益、入学金収益、検定料収益 ②学生生徒等納付金
附属病院収益						・・・ ②医療収入
補助金・寄附金収益						・・・ ①寄附金収益、補助金等収益 ②寄付金、経常費等補助金
その他						

# 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準 3 - 2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

### 分析項目 3 - 2 - 1

#### 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること

- 大学の管理運営のための組織の状況について、特に、学長、副学長、学部・研究科等の長等の役割を中心として組織の構成を整理し、規模や機能状況を確認する。
- 大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在を確認する。
- 大学を設置する法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、その位置づけを分析して、大学の管理運営のための組織として、適切な規模と機能を有していることを確認する。

※ 「組織図」を添付することも可。

### 分析項目 3 - 2 - 2

#### 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

- 事業者としての大学に課される法令遵守事項等への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。
- 予期できない外的環境の変化等に対応するための、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。
  - 法令遵守事項一覧（別紙様式 3 - 2 - 2）
  - 危機管理体制等一覧（別紙様式 3 - 2 - 2） → **次ページ参照**

## ▶法令遵守事項一覧（別紙様式 3-2-2）

遵守すべき義務	規定等整備状況※	責任部署	備考
情報公開	情報公開規程	総務部	
個人情報保護	個人情報保護規程	総務部	
公益通報者保護	公益通報者保護規程	総務部	
ハラスメント防止	ハラスメント防止規程	総務部	
安全保障輸出管理	安全保障輸出管理規程	研究協力部	
生命倫理	生命倫理規程	研究協力部	
動物実験	動物実験規程	研究協力部	

※大学の状況に応じて、その他の遵守すべき義務を、欄を追加して記載する。

## ▶危機管理体制等一覧（別紙様式 3-2-2）

	規定等整備状況※	責任部署	備考
防火・防災	危機管理規程 防火・防災マニュアル	危機管理委員会	
情報セキュリティ	危機管理規程 情報システム運用リスク管理規程 情報セキュリティマニュアル	危機管理委員会 情報運用管理委員会	
研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止	危機管理規程 研究活動に係る不正行為防止マニュアル	危機管理委員会 研究協力部	
学生危機対応	危機管理規程 学生危機対応マニュアル	危機管理委員会	

※「規定等整備状況」で示された資料については、提出の必要はありませんが、調査期間中に提出を求める場合があります。

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 基準 3 - 2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

### 分析項目 3 - 2 - 3 (より望ましい取組として分析)

研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること

- 研究機関としての大学に求められる方針があれば、その内容と責任部署を確認する。
- 研究の支援・推進制度等が、大学の目的に基づいた研究活動を実施する上で適切に整備されていることを確認する。
- 当該制度等により、優れた成果を上げていることを確認する。

➤研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式 3 - 2 - 3）

➤研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式 3 - 2 - 3） → **次ページ参照**

※この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする**記述**を求める。

この分析項目は、項目の内容を十分に実現し優れて機能している場合に限り、分析する。

研究活動           ：分析項目 2 - 1 - 4、3 - 2 - 3、4 - 1 - 7

## ➤ 研究の実施に関する方針等一覧 (別紙様式 3-2-3)

方針等の名称	方針等の主たる内容	責任部署	備考
小平大学SDGs宣言	SDGs等の社会の課題解決に向けて、地域社会と連携した実践的で学際的な学術研究を推進し、新たな価値を生み出す	●■会議	
研究活動に係る基本方針	「困難な諸課題に対して、公的試験研究機関や国内外の大学、企業、自治体などとの連携を進展させ、専門分野の融合による新しい価値を発見する	●■地域連携研究センター	

## ➤ 研究の支援・推進制度等一覧 (別紙様式 3-2-3)

研究の支援・推進制度等の名称	支援・推進の主たる内容	責任部署	実績
●×支援事業	将来の科研費獲得のための初期投資として、将来の発展が期待できる研究を推進するために必要な最小直接研究経費を助成する。	●▲委員会	令和3年度実績：10件、総額2億円
●×制	最終審査で適格と認められれば研究スペース(100㎡程度)、スタートアップ資金(初年度1,000万円、2年目以降500万円)を保証する。	●▲委員会	令和3年度実績：新規5件、継続15件

# 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準 3 - 3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

### 分析項目 3 - 3 - 1

#### 管理運営を円滑に行うための組織が、適切な規模と機能を有していること

- 円滑な管理運営の実現に資するための組織について、役割や人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。

➤管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2 - 5 - 6 教育支援者を含む。））（別紙様式 3 - 3 - 1）

部署	主な役割	常勤	非常勤	計	備考
総務部	教職員の採用等	15人	3人	18人	
財務部	財務会計事務等	12人	2人	14人	
学務部	教育補助、支援	11人	1人	12人	

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3 - 3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

#### 分析項目 3 - 3 - 2 (より望ましい取組として分析)

教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること

- 教育の国際化を推進する組織について、人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。
- 当該組織により、優れた成果を上げていることを確認する。

※この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする**記述**を求める。

この分析項目は、項目の内容を十分に実現し優れて機能している場合に限り、分析する。

教育の国際化：分析項目 2 - 1 - 4、3 - 3 - 2、6 - 5 - 5、6 - 8 - 6

## ▶ 教育の国際化を推進する組織一覧 (別紙様式 3 - 3 - 2)

組織	主な業務	常勤	非常勤	計	成果
グローバル委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生派遣ならびに留学生受入</li> <li>・ 海外拠点や国際同窓会支部のネットワークを整備・構築</li> </ul>	●人	●人	●人	「令和●年度国立大学改革強化推進事業」採択
国際学生支援機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラーニングスペースの提供</li> <li>・ 語学レッスン</li> </ul>	●人	●人	●人	受講者のTOEIC スコア向上及び日本語能力試験、合格者数向上。
...	...	●人	●人	●人	...

※この分析項目においては、非常勤には派遣職員や外部委託等も含め、組織の業務に従事する全体的な人員規模が分かるよう記載する。



# 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準 3 - 4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

### 分析項目 3 - 4 - 1

#### 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること

- 大学の管理運営のための組織の責任体制（分析項目 3 - 2 - 1）と円滑な管理運営の実現に資するための組織（分析項目 3 - 3 - 1）の関係を確認する。
- 大学の管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

※役割分担が適切であるとは、教員と事務職員等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。

※理事等の管理運営者は雇用者であるため、ここでいう教員や事務職員等には含まれない。

⇒ 重要な合議体に教員と事務職員が構成員として参加することを定める規定及び評価実施年度における参加者の役職名の(規定に沿った)表を根拠資料とする。

#### ➤ 教職協働の状況（別紙様式 3 - 4 - 1）

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
教育研究審議会	学部長 学部から選出される教授等	事務局長 教務部長	教育研究審議会規定
学生委員会	学生担当副学長 学生支援センター長 学部から選出される教員	学生課長 国際課長	学生委員会規定
.....			

# 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準 3 - 4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

### 分析項目 3 - 4 - 2

#### 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

・ SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

※大学が独自に実施する研修と、学外の団体が主催する合同研修の企画(たとえば、国立大学協会の大学マネジメントセミナー、公立大学協会の公立大学職員セミナー)とを区別する。

※スタッフ・ディベロップメント（SD）とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員(事務職員のみならず理事等や教員も含む。)を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことをいう。

#### ➤ SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 3 - 4 - 2）

取組	主催	実施内容・方法	対象者	参加者数
新規採用職員研修	小平大学	講義・ワークショップ	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	10人
公立大学職員セミナー	公立大学協会	講義・ワークショップ	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	30人
.....				

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3 – 5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

#### 分析項目 3 – 5 – 1

##### 監事が適切な役割を果たしていること

- 監事の監査の内容（財務（会計）監査、業務監査）、方法及び実施状況等を確認する。
- 監事が置かれていない場合は、適切な監査等が行われていることを確認する。

⇒ **以上の2点について監事監査報告書**

#### 分析項目 3 – 5 – 2

##### 会計監査人による監査が実施されていること

- 会計監査人の監査の内容・方法及び実施状況等を確認する。

⇒ **監査計画書、監査報告書**

- 設置者において会計監査人が指名されていない場合は、財務諸表等の監査の実施状況を確認する。

※法人化されていない公立大学その他会計監査人による監査が法令上求められていない場合は非該当

※この分析項目の根拠資料については、別紙様式を除き、一律に非公表の扱いとします。

☆独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 第5条（法人文書の開示義務）

## 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準 3 – 5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

#### 分析項目 3 – 5 – 3

#### 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること

- 内部監査の独立性（内部統制）が担保されていることを確認する。  
⇒ **組織規定における独立性を担保する条項**
- 内部監査の内容・方法や実施状況等を確認する。  
⇒ **関連する報告書**

#### 分析項目 3 – 5 – 4

#### 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間の情報共有を行っていること

- 監事による監査とそれ以外の内部監査、会計監査人監査の連携の状況について確認する。
- ※各種の監査主体と管理運営主体との4者が連携していることを示す。  
⇒ **参加者と審議内容が分かる議事メモ等**

※各種の監査主体：法令により置かれている監事及び会計監査人並びに内部監査の主体

# 領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準 3 – 6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

### 分析項目 3 – 6 – 1

#### 法令等が公表を求める事項を公表していること

- 大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。
- 基幹教員制度を導入している場合は、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和4年9月30日付4文科高第963号高等教育局長通知）に記載されている関連の情報公表等が行われていることも確認する。

※大学Webサーバーにアップロードされた資料PDFの直接的なURLでは、公表していることの根拠とはならない。別紙様式に記載するのは、大学HP上に内容が直接的に記載されているWebページ、または、大学HP上に資料PDFのリンクが掲載されているWebページのURLとする。

※大学HPにアップロードされている冊子体（大学概要等）で公表状況を示す場合には、冊子体へのリンクが掲載されているWebページのURLを記載し、別紙様式で該当頁を記述するなど、出展や該当箇所がわかるように配慮する。

# 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

## 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること



### 分析項目3-6-1 (つづき)

#### ▶ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 (別紙様式3-6-1)

公表を求める事項	公表状況 (刊行物、ウェブサイト (URL等))
<p>《学校教育法施行規則第172条の2》</p> <p>教育情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 大学の目的</li> <li><input type="checkbox"/> 学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針</li> <li><input type="checkbox"/> 教育研究上の基本組織</li> <li><input type="checkbox"/> 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績</li> <li><input type="checkbox"/> 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況</li> <li><input type="checkbox"/> 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画</li> <li><input type="checkbox"/> 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準</li> <li><input type="checkbox"/> 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</li> <li><input type="checkbox"/> 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること</li> <li><input type="checkbox"/> 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 大学の目的 (URL: <a href="https://...">https://...</a>)</li> <li><input type="checkbox"/> 学位授与方針、教育課程方針、学生受入方針 (URL: <a href="https://...">https://...</a>)</li> <li><input type="checkbox"/> 教育研究上の基本組織 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること (URL: )</li> </ul>
<p>※基幹教員制度を導入している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 基幹教員の数 (専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳)</li> <li><input type="checkbox"/> 各基幹教員が有する学位</li> <li><input type="checkbox"/> 教育研究等の業績</li> <li><input type="checkbox"/> 教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況</li> <li><input type="checkbox"/> 主要授業科目の担当の有無や単位数の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 基幹教員の数 (専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳) (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 各基幹教員が有する学位 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 教育研究等の業績 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 主要授業科目の担当の有無や単位数の状況 (URL: )</li> </ul>

## ➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 (別紙様式 3 - 6 - 1)

《学位規則第8条》	
博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨	(URL : )
《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条》 《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》	
財務諸表等	(URL : )
《学校教育法第109条第1項》	
自己点検・評価の結果	(URL : )
《法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条》	
法科大学院の教育課程等の公表 <input type="checkbox"/> 法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 <input type="checkbox"/> 法科大学院における成績評価の基準及び実施状況 <input type="checkbox"/> 法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況 <input type="checkbox"/> 法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	<input type="checkbox"/> 法科大学院の教育課程並びに教育課程を履修する上で求められる学識及び能力 (URL : ) <input type="checkbox"/> 法科大学院における成績評価の基準及び実施状況 (URL : ) <input type="checkbox"/> 法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況 (URL : ) <input type="checkbox"/> 法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況 (URL : )

## ➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3 - 6 - 1）<sup>NIAD-QE</sup>

<p>《専門職大学院設置基準第20条の7》</p> <p>法科大学院における情報の公表</p> <p><input type="checkbox"/> 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合</p> <p><input type="checkbox"/> 法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称</p> <p><input type="checkbox"/> 授業料、入学科その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第10条第1号又は第2号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法第1条第1項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p>		<p><input type="checkbox"/> 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 授業料、入学科その他の法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 法科大学院に入学した者のうち法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第10条第1号又は第2号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験法第1条第1項に規定する司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p> <p>(URL: )</p>
<p>《H15文科省告示第53号第3条第2項》</p> <p>法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が2割に満たない場合には入学者選抜の実施状況</p>		<p>(URL: )</p>
<p>《教育職員免許法施行規則第22条の6》</p> <p>認定課程を有する大学は、教員の養成の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業生の教員への就職の状況に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること</p>		<p><input type="checkbox"/> 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 卒業生の教員への就職の状況に関すること</p> <p>(URL: )</p> <p><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること</p> <p>(URL: )</p>
<p>《教育職員免許法施行規則第22条の8》</p> <p>認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら行った点検及び評価の結果</p>		<p>(URL: )</p>



# 領域 4

## 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

# 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準



NIAD-QE

## 基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

研究室、教室等の施設や自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法を考慮して適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学習、研究のために資料、文献及びインターネット資源を効果的に利用できる学術情報環境を提供しているか否かを確認し判断します。

## 基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対して適切な支援が行われているか否かを判断します。

# 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

## 基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

### 分析項目 4 - 1 - 1

#### 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

- 校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。
- 施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する。
- 教育課程に応じて講義・演習・実験・実習または実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する。
- 基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対して研究室を備えていることを確認する。
- 共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。
- 夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。
- 2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。

#### ➤ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式 4 - 1 - 1）

学部・研究科名	キャンパス	実施の状況（実施体制、利用時間等）
〇〇学部	〇〇キャンパス	体育館（平日：9時から21時、土日祝日：9時から19時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	演習室（平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	実験室（平日：9時から21時、土日祝日：9時から20時）
〇〇学部	〇〇キャンパス	実習室（平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時）

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 分析項目4-1-2

#### 法令が定める実習施設等が設置されていること

- 特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等が設置されていることを確認する。

#### ➤ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）

学部又は学科名	附属施設
教育学部	小平大学教育学部附属小学校
医学部	小平大学医学部附属病院

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 分析項目 4 - 1 - 3

#### 施設・設備における安全性について、配慮していること

- 施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。
- 耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- 施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。
- 外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。
- 施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。
- その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

※複数のキャンパスに分かれている場合には、**全てのキャンパス（サテライトキャンパス等を含む）**について記述する必要がある。

## 分析項目 4 - 1 - 3 (つづき)

### ➤ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況 (別紙様式 4 - 1 - 3)

事項	キャンパス	整備状況 (※主要なキャンパスごとの耐震化率を記載)	備考(整備不十分の場合の対応状況等)
耐震化	〇〇キャンパス △△キャンパス	〇〇キャンパス：耐震化率 100% △△キャンパス：耐震化率 90.6%	令和5年までに耐震化率100%となるよう工事計画を立てている。(計画がある場合)
老朽化への対応	〇〇キャンパス △△キャンパス	〇〇キャンパス：要改修率 15.2% △△キャンパス：要改修率 20.3%	-
バリアフリー化	〇〇キャンパス △△キャンパス	各棟に必要なバリアフリー設備を設置し、バリアフリーマップを公開して周知している。	公開アドレス <a href="http://.....">http://.....</a>

### ➤ 安全・防犯面への配慮の状況 (別紙様式 4 - 1 - 3)

事項	キャンパス	配慮の状況
外灯の設置	〇〇キャンパス △△キャンパス	構内及び周辺道路に必要な外灯を設置している。
防犯カメラの設置	〇〇キャンパス △△キャンパス	大学防犯カメラ設置・運用規則を定め、必要な防犯カメラを設置している。
危険箇所の周知	〇〇キャンパス △△キャンパス	大学ホームページにて公開し周知している。公開アドレス <a href="http://.....">http://.....</a>

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 分析項目4-1-4

教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること

※ICT (Information and Communication Technology)とは、情報・通信に関する技術一般の総称

⇒ **学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料とする。**

分析に必要な項目は、以下の項目となります。調査票もしくは当該項目を抜粋したものを根拠資料としてください。

《コンピュータ及びネットワーク編》

#### 1.組織・運営体制

1-2 コンピュータやネットワークの管理・運用の実務を行う主たる組織、 1-3 業務の外部委託の状況

#### 2.学内LAN（学内ネットワーク）の整備状況

2-1 学内LAN、2-2 対外接続、2-3 無線LAN

#### 3.ネットワーク装置等整備状況

3-1 ネットワーク装置等の整備状況、3-2 パソコンの整備状況

#### 4.教育への活用

4-2 ネットワークを介した遠隔教育、4-3 講義のデジタルアーカイブ化

#### 5.セキュリティ

5-1 セキュリティ対策の実施状況（経費を除く）

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

### 分析項目4-1-5

大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

⇒ **学術情報基盤実態調査（大学図書館編）への回答内容を資料とする。**

分析に必要な項目は、以下の項目となります。調査票もしくは当該項目を抜粋したものを根拠資料としてください。

《大学図書館編》

#### 1. 図書館・室の職員

1-1 職務内容別、1-2 資格別

#### 2. 施設・設備

2-1 面積・閲覧座席数

#### 3. 蔵書数

#### 4. 図書・雑誌受入数

4-1 図書受入数、4-2 雑誌受入数

#### 5. サービス状況

5-1 開館状況、5-2 時間外開館状況



# 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

## 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

### 分析項目4-1-6

自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- 自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

※自主的学習環境の整備など、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。

※大学院生が在籍する研究室等の居室スペースも自主的学習環境に含まれる。

#### ➤ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）

名称	キャンパス・棟	席数	主な設備	利用時間
自習室	〇〇キャンパス 総合研究棟	100席		平日：9時から21時、土日祝日：9時から19時
情報機器室	〇〇キャンパス 教養教育棟	25席	パソコン25台	平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時
グループ討議室	◇◇キャンパス 図書館	30席		平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時
.....				

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

### 分析項目 4 - 1 - 7 (より望ましい取組として分析)

研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- 研究環境の整備状況については、その環境を必要とする教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。
- 研究環境の整備等、特色ある研究環境の構築により優れた研究成果が継続的に得られている場合は、その内容について確認する。

※この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする**記述**を求める。

この分析項目は、項目の内容を十分に実現し優れて機能している場合に限り、分析する。

研究活動 : 分析項目 2 - 1 - 4、3 - 2 - 3、4 - 1 - 7

### ➤ 研究環境整備状況一覧 (別紙様式 4 - 1 - 7)

名称	キャンパス・棟	主な設備	主に利用する学部・研究科等	主な研究成果
先端技術共同研究センター	小平キャンパス A 棟	材料分析共用装置	工学部、薬学部、医学部	特許 (令和 3 年度申請 20 件)、民間企業との共同研究 (令和 3 年度 15 件)
ベンチャーラボ	小平キャンパス産学連携棟	レンタルオフィス	工学部、薬学部	ベンチャー企業 (令和 3 年度 10 社、うち新規 3 社)

# 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

## 分析項目4-1-8 (より望ましい取組として分析)

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること

- 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を、社会からの期待に対応して行う活動に利用していることを確認する。
- 社会からの期待に対応して、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が効果的に利用されていることを確認する。

※この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする**記述**を求める。

この分析項目は、項目の内容を十分に実現し優れて機能している場合に限り、分析する。

地域貢献活動：分析項目2-1-4、4-1-8

### ➤ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）

名称	キャンパス・棟	主な利用される施設・設備等	想定される受益者	実績
3Dプリンター公開講座	小平キャンパス 総合研究棟	3Dプリンター	一般、地元産業	公開講座参加者40社、そのうち民間等 共同研究契約5社
大学図書館の一般開放	小平キャンパス 図書館	図書館第1・2展示室	一般	令和3年度利用者のべ183名
技術相談	小平キャンパス 技術教育棟	実験室、試作工場	地元議業	令和3年度相談数48件、そのうち受託研究 契約3社

# 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

## 基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 分析項目 4 - 2 - 1

#### 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

- 生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- 健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- 就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- 各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。
- 各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。

※留学生、障害のある学生等に対しての支援の内容は、分析項目 4 - 2 - 3、4 で確認を行います。実績については、この分析項目で確認してください。

#### ➤ 相談・助言体制等一覧（別紙様式 4 - 2 - 1）

機能	組織の名称	根拠規定	配置された人員	支援の内容	相談の実績
総合的相談	キャリアセンター	キャリアセンター規程	11人	相談対応	200件
身体的健康に係る支援・相談	保健センター	保健センター規程	5人	健康相談	50件
精神的健康に係る支援・相談	保健センター	保健センター規程	5人	健康相談	80件
就職・進路に係る支援・相談	就職支援室	就職相談室規程	10人	就職相談	250件
各種ハラスメントに係る防止	ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止委員会規程		防止体制整備	
各種ハラスメントに係る相談	ハラスメント相談室	ハラスメント相談室規程	8人	ハラスメント相談	10件

# 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

## 基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 分析項目 4 - 2 - 2

学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること

- 課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。

※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。

※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。

#### ➤ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4 - 2 - 2）

課外活動団体数	20 団体
---------	-------

支援の分類	内容	備考
課外活動施設設備の整備	運動場	
	サッカー場 2面	
	部室及びサークル室 50室	
運営資金	1団体10万円	
備品貸与	ボール、ネット、シャトル	

# 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

## 基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 分析項目 4 - 2 - 3

留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- 留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する。  
⇒ 資料としては、関連するセンターの年次報告等を提示
- 海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する。
- 卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する。

#### ➤ 留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式 4 - 2 - 3）

生活支援の内容		担当する組織名称	備考
チューター制度	日本語の学習支援や生活全般の支援	各学部・研究科	
会話パートナー	日本語での会話の相手をする支援	国際教育センター	
外国人留学生ガイドブックの配布	日本語力が十分ではない留学生に対して、必要な情報を提供	国際教育センター	
ビジネス日本語講座の開設	アルバイトや就職先でぶつかる言語面、慣習面での問題をケーススタディとして学び、解決策を議論する場を提供	国際教育センター	

# 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

## 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 分析項目4-2-4

障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- 対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

※関係法令としては、障害者差別解消法を含む。したがって、義務化された事項については、その定めがあることを示す資料を根拠資料とする。

※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準4-1において確認する。

#### ➤ 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）

生活支援の内容		担当する組織名称	備考
サポートルームの設置	障害・慢性疾患・授業等で配慮が必要なケガなどの様々な支援ニーズのある学生への支援を実施	学生支援機構	
障害学生支援の手引書【身体障害学生版】の作成	障害のある学生の支援を行う際に必要となる知識やルールを掲載	学生支援機構	

※実績がない場合には、必要があれば対応できる体制が整備されていることを示すこと

# 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

## 基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 分析項目 4 - 2 - 5

#### 学生に対する経済面での援助を行っていること

- ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。
- ・入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舍等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。

#### ➤ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4 - 2 - 5）

奨学金制度窓口の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイダンス</li> <li>・ウェブサイト（学生ポータル）</li> <li>・掲示板</li> </ul>
--------------	---

支援の内容	担当する組織名称	根拠規定	配置された人員	支援の実績	財源
大学独自の奨学金制度	学生支援課	学則第 X 条	10人	40人	教育研究経費
入学料の免除	学生支援課	学則第 X 条	10人	30人	教育研究経費
授業料の免除	学生支援課	学則第 X 条	10人	50人	教育研究経費
寄宿舍の整備	財務課	学則第 X 条	11人	80室	教育研究経費



# 領域 5

## 学生の受入に関する基準

## 基準 5 – 1 学生受入方針が明確に定められていること

大学等の目的に沿って、どのような能力や適性等を有した学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた学生受入方針を学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ明確に定めているか否かを判断します。

## 基準 5 – 2 学生の受入が適切に実施されていること

学生の受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、学生受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

## 基準 5 – 3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

大学の教育体制が、教育の効果を担保する観点から収容定員に応じて整備されることに鑑み、特に入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否かを判断します。

# 領域5 学生の受入に関する基準

## 基準5 - 1 学生受入方針が明確に定められていること

### 分析項目5 - 1 - 1

学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

- 学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。
  - 「求める学生像」については、入学前に学習しておくことが期待される内容
  - 「入学者選抜の基本方針」については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか
  - 特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）
  - 連携法科大学院については、連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

※公表は基準3 - 6で確認する。

※下記のガイドラインを参照してください。

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン

（平成28年3月31日 中央教育審議会 大学教育部会）

# 領域 5 学生の受入に関する基準

## 基準 5 - 2 学生の受入が適切に実施されていること

### 分析項目 5 - 2 - 1

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること

- 学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。
- 面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。
- 実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。

※入学者選抜の実施体制では、学部入試だけではなく大学院入試についても根拠資料を確認する。全学的な実施体制が存在していない場合は、学部・研究科単位での実施体制を確認する。

この分析項目の根拠資料については、一部非公表の扱いとします。

☆独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 第5条（法人文書の開示義務）

#### ➤ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5 - 2 - 1）

学部・研究科	入試の種類	選抜方法	募集要項の記載ページ
〇〇学部	一般入試	学力検査	http:// . . . . .
〇〇研究科	一般入試	学力検査、面接	http:// . . . . .

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

#### 分析項目5-2-2

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

- 入試に関する委員会など、検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。

※入学者選抜を過去3年以上変更していない場合、学生の受入に関して検証を実施していると同時に、現在の入学者選抜制度を変更すべき課題がない旨を入試に関する委員会等において審議していることを確認する。

※学部入試だけではなく大学院入試についても検証をしていることを確認する。

※ここでいう検証とは、**学生受入方針に沿った学生の受入**、すなわち、実際に入学した学生が学生受入方針の求める学生像に一致しているかどうかを確認することを意味している。このような検証が実施されていない場合には、何らかの検証とおぼしき行為を実施していることを最低限確認する。

# 領域5 学生の受入に関する基準

## 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

### 分析項目5-3-1

#### 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

- 学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。
- 学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。

※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。

※学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の場合は、大幅に超える、又は大幅に下回るの、基準を満たさないと判断する。

#### ➤ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	入学定員に対する平均比率	備考
○○学部	○学科	志願者数							
		合格者数							
		入学者数							
		入学定員							
		入学定員充足率							
		在籍学生数							
	○学科	収容定員							
		収容定員充足率							
		志願者数							
		合格者数							
		入学者数							
		入学定員							
		入学定員充足率							
		在籍学生数							
	収容定員								
	収容定員充足率								

# 領域 6

## 教育課程と学習成果に関する基準

## 基準 6 - 1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

学位授与方針において、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。

## 基準 6 - 2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

教育課程方針が、学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成の方針、当該教育課程における学習方法、学習過程、学習成果の評価の方針を具体的に示しているか否かを判断します。

## 基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則し、授与される学位に付記する分野と整合的であるとともに体系的であり、かつ相応しい水準であるか否かを判断します。また大学院課程に関しては、研究指導に係る指導の体制についても判断します。

## 基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

適切な授業形態、学習指導の方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、履修登録科目に関する単位の上限の設定（CAP制）等について、適切であるか否かを判断します。



## 基準 6 - 5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

学位授与方針を参照しつつガイダンスが実施され、学生のニーズに則した履修指導や学習相談の体制が整備されているかについて判断します。また、特別な支援が必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学習支援の実施状況を確認し判断します。

## 基準 6 - 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

教育課程方針に基づいて、成績評価基準を学生に周知しており、その基準に従って成績評価、単位認定を実施しているか否か、さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するため、成績評価の適切性の確認や異議申し立ての仕組みを組織的に設けているか否かを判断します。

## 基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

学位授与方針に則して卒業又は修了の要件が策定され、評価の基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業又は修了の認定が適切に行われているか否かを判断します。

## 基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

卒業又は修了時の状況、並びに卒業又は修了後一定期間経過後における関係者への調査の状況など、学習成果の状況を把握する取組の結果に基づき、学位授与方針に明示する学習成果が上がっているか否かを判断します。

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

## 《自己評価書作成にあたっての留意事項》

- 分析項目 2 - 1 - 2において確認された教育研究上の基本組織等ごとに確認し、『領域 6 総括表』に判断を記載します。

(別紙様式 6 - 4 - 4) 教育上主要と認める授業科目

(別紙様式 6 - 5 - 1) 履修指導の実施状況

(別紙様式 6 - 5 - 2) 学習相談の実施状況

(別紙様式 6 - 5 - 3) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組

(別紙様式 6 - 5 - 4) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況

(別紙様式 6 - 8 - 1) 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去 5 年分）

「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去 5 年分）

(別紙様式 6 - 8 - 2) 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去 5 年分）

※別紙様式については、教育研究上の基本組織等ごとに作成するのではなく、一つの別紙様式ファイルの中に教育研究上の基本組織等ごとの状況を記載する。

# 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

## 《自己評価書作成にあたっての留意事項》

### ➤ 領域6 総括表

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準6- 1	基準6- 2	基準6- 3	基準6- 4	基準6- 5	基準6- 6	基準6- 7	基準6- 8	備考
01	A学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	※一部 〇〇学科については、 技術者教育認定機構 (JABEE)の認定を受けている。
02	B学部	満たしている	満たしていない	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
21	C研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	一部の専攻を除き 満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
22	法科大学院	※全部 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の専門職大学院認証評価において適合と判定されている								
23	教養教育センター	該当なし	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし
～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～

※第三者評価の結果を活用した場合の記載例

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準 《自己評価書作成にあたっての留意事項》

- 「現況、目的及び特徴」における記載、分析項目 2 - 1 - 2 における教育課程との対応づけと統合的に整理する。
- 領域 6 の分析に当たり、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、当該第三者による検証、助言等の報告書をもって領域 6 の各基準の自己評価に代えることができる。  
(あくまで自己評価に代えることのできるものであって、第三者による評価結果により認証基準を満たしていると判断するものではない点に、注意を要する。)

ただし、

**検証、助言を受けた後に重要な変更があった場合には、その変更に係る基準について確認し、分析する。(別紙様式 2 - 1 - 3)**

※なお、当該第三者としての該当性に関しては、次ページ参照

# 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

## 信頼できる評価機関による評価の結果や資料の活用

領域6の基準ごとの分析を行う際に信頼できる第三者機関による検証、助言等の報告書をもって領域6の各基準の自己評価に代えることができる。

### ◆信頼できる第三者評価機関の要件(自己評価実施要項9ページ)

### ◆評価等の根拠となる判断基準、判断方法の相当性

領域6の各基準の内容に相当する分析が行われた上で評価がなされていること

### ◆手順

**年度ごとに**大学の意向を聴取して、上記2点に関する機構の調査にもとづき認証評価委員会が判断し、大学に通知。評価にあたっては、基準2-1、2-3と連携。

令和2年度実施の国立大学法人の教育研究の評価において行われた教育の状況に関する現況分析の結果等をもって領域6の基準に関する自己評価に代えることが令和3年度までは認められている。(領域5の基準に関して代えることはできない。)

ただし、第三者評価機関による評価後に教育研究上の基本組織に大幅な改組があった場合についてはこの方式を適用できないが、個別の事情については問い合わせられたい。また、判定やその理由における指摘への対応が必要な場合の扱いの詳細は別途示す。

具体的には、令和4年度の場合、令和2年度に教育活動及び教育成果の状況に関する現況分析の対象となった現況分析単位(多くの場合、学部、研究科等)が、機構が実施する認証評価を受ける大学の教育研究上の基本組織である場合には、その教育研究上の基本組織に関して、領域6の基準に関する自己評価として当該現況分析単位に関する現況分析の結果(判定及びその理由)をもって代えることができる。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 – 1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

#### 分析項目 6 – 1 – 1

学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

- 「**具体的かつ明確**」であることの判断指針としては、
  - 学生が教育課程の修了時点で獲得することが期待される能力の具体的内容とその程度を示していること。
  - その際、学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズに配慮していることが分かるように定められていること。
  - また、学生の学習の目標となり、教育課程の編成・実施方針の策定を制約する内容となっていること。

※下記のガイドラインを参照してください。

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン

（平成28年3月31日 中央教育審議会 大学教育部会）

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

## 基準 6 – 2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

### 分析項目 6 – 2 – 1

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

- 教育課程方針において、分析項目本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。
- 特に、「学習成果の評価の方針」については、機構による2巡目の評価では、それを学位授与の方針との関係で分析する観点を設けていたところから、その点についても留意する。大学院課程では、学位論文の評価の方針も必要となる。

※分析項目 6 – 1 – 1 と同様にガイドラインを参照してください。

### 分析項目 6 – 2 – 2

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

- 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。
- 信頼できる第三者の評価を受けている場合は、当該第三者評価における該当する事項及びその評価結果を確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

### 分析項目 6 - 3 - 1

教育課程の編成が、体系性を有していること

- 教育課程の体系性のエビデンスになる資料がすでに作られて、学生等に示されていることを想定している。資料としては、

- **カリキュラム・マップ**
- **コース・ツリー**
- **履修モデル**
- **コース・ナンバリング**
- **その他**

一部の学部において、教育目的と履修の方針との関係が不明確となっており、教育課程の編成が体系性を有していないと分析。(令和元年度の事例)

- 教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等について機構による評価において確認できるようにシラバスの提供を(別途)求めている。



## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

### 分析項目 6 - 3 - 2

授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

- 「一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とする」とした大学設置基準の規定を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。
- 授業科目の所要時間数について学則等によって規定されていることを確認する。

※次の場合は、科目の内容が相応しい水準になっているものとする。

⇒ **以下のいずれかを示すこと。**

- 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合
- 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合
- シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合
- 自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施している場合

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

### 分析項目 6 - 3 - 3

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

- 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。
- 2巡目の評価結果を考慮して、「実際に行われている」ことは確認しないでよい。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

### 分析項目 6 - 3 - 4

大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

- 必要な資料・データとしては、研究指導の基本方針、考え方、指導体制を整備する規定であるが、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用については、「研究科規程」レベルでは十分に規定されていない場合もあることに注意。（大学院設置基準第14条の2）
- 中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認し、優れた成果が出ている場合には特記事項として記載してください。

大学院設置基準第14条の2の内容を大学院学則等に定めているが、学生が研究計画を先に作成するなど実態が伴っておらず、「あらかじめ明示する」状況にないため、研究指導計画を策定した上で指導していないと分析。（令和3年度の事例）

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

### 分析項目 6 - 3 - 5

専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること

- ・ 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成され、教育課程連携協議会が運用されていることを確認する。

※専門職大学院又は専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、分析不要

### 分析項目 6 - 3 - 6

連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること

- ・ 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていることを確認する。

※連携法曹基礎課程を有しない教育研究上の基本組織等は、分析不要

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

### 分析項目 6 - 4 - 1

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

- ・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。

### 分析項目 6 - 4 - 2

各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること

- ・各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認する。

### 改善を要する点として指摘された例

13週の授業期間と2回のアクティブ・ラーニングを行うという取組について、15週にわたる期間を単位として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果の組織的な検証が不十分である。(令和元年度の事例)

15週目に試験を実施し単位認定後の16週目に振り返り授業を行う取組について、単位認定に必要な15週分の授業期間がない。(令和3年度の事例)

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

### 分析項目 6 - 4 - 3

シラバスに授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載され、学生に対して明示されていること。

- シラバスに、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。
- 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。
- すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。
- 大学院課程の修了要件は、必要単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文審査等の審査及び試験に合格することであることを踏まえ、研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位に含めていないことを確認する。

⇒以上について、

資料としては、**規程類及びシラバスを示すこと。**

**理由・説明があれば特記事項として記載する。**

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

## 分析項目 6 - 4 - 4

教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること

- 教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。
- 教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。

※実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任をもっている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

- 基幹教員制度を導入している場合は、所要な授業科目を担当する基幹教員の配置状況を確認する（設置基準に基づく単位数を担当しているなど）。

※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても分析

### ➤ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6 - 4 - 4）

教育研究上の基本組織 又は 教育課程	教育上主要と認める授業科目の定義	授業科目数	専任の教授又は准教授が 担当する科目数	備考
□□学科	専門教育科目及び選択必修科目	200 科目	170 科目	
△△学科	選択必修科目	150 科目	130 科目	
○○学科	専門教育科目及び選択必修科目	180 科目	160 科目	

※複数の課程に分かれている場合は、行を追加し作成

※教育課程方針の策定単位との整合性に留意

※非常勤講師を含めて記載、ただし、その場合には備考欄にその理由を記載

「うち○名は非常勤講師で、専任の教員が責任者として総括している。」等

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

### 分析項目 6 - 4 - 5

**専門職大学院においては、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること**

- 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていることを確認する。

※単に履修登録の上限設定の制度を設けているだけでは不十分であり、上限値が明確に定まっていることが必要。

※専門職大学院以外は、この欄に「該当なし」と明示

### 分析項目 6 - 4 - 6

**大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合には、法令に則した実施方法となっていること**

- 大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に即した実施方法となっていることを確認する。

※社会人学生等が在籍している場合等、授業実施の時間帯や期間について特段の考慮を行う規定等が定めているかを確認する。

※研究指導に関する時間帯や期間については対象外。



## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

### 分析項目 6 - 4 - 7

薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること

・薬学実務実習に必要な施設が確保され、実施していることを確認する。

※薬学 6 年制の課程を設置していない場合は、この欄に「該当なし」と明示

### 分析項目 6 - 4 - 8

教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること

・連携協力校を確保していることを確認する。

※教職大学院以外は、この欄に「該当なし」と明示

### 分析項目 6 - 4 - 9

夜間において授業を実施している課程を置いている場合には、配慮を行っていること

・夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。

※分析項目 6 - 4 - 6 との混同に注意

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

### 分析項目 6 - 4 - 1 0

通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること

- 講義室における授業形態と同様の教育効果が得られるような配慮がなされているか、特にメディアを利用して行う授業においては、双方向性の担保や指導補助者の配置、学生の意見交換の機会等、対面授業と同等の教育効果が得られるような配慮がなされているか、整備状況について確認する。
- 印刷教材等による授業、放送授業及びメディアを利用して行う授業の場合は、添削や質疑応答等による指導が行われているか、指導状況について確認する。

### 分析項目 6 - 4 - 1 1

専門職学科においては、授業を行う学生数が法令に則していること

- 専門職学科において、授業を行う学生数が法令に則して原則として40人以下することとしていることを確認する。

※専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、この欄に「該当なし」と明示

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

## 基準 6 – 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること



### 分析項目 6 – 5 – 1

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

- ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。
- 通信教育を行う課程を置いている場合は、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていることを確認する。
- 授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入などの取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。

⇒特記事項に記載されることを想定

#### ➤ 履修指導の実施状況（別紙様式 6 – 5 – 1）

教育研究上の基本組織	取組	実施組織	実施状況
〇〇〇〇	ガイダンス	〇〇学部	年度当初 学部（1回）、学科別（1回）
〇〇〇〇	担任制	〇〇学部	1年次、2年次においては、出身地別 3年次、4年次においては、専門別
〇〇〇〇	ポートフォリオ	教育支援センター	・・・センター報告書
〇〇〇〇	能力別クラス分け	教育支援センター	英語について、TOEIC点数によって3段階に分けて実施
〇〇〇〇	リメディアル教育	教育支援センター	入学時に一斉テストを課し、一定点数以下の者に対し実施

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

## 基準 6 - 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

### 分析項目 6 - 5 - 2

#### 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

- オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。
- 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制を整備し、学習相談、助言等の学習支援が行われていることを確認する。

#### ➤ 学習相談の実施状況（別紙様式 6 - 5 - 2）

教育研究上の基本組織	取組	実施組織	実施状況
〇〇〇〇	オフィスアワー	〇〇学部	令和3年度においては・・・
〇〇〇〇	学習相談	〇〇学部	
〇〇〇〇			

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

## 基準 6 – 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

### 分析項目 6 – 5 – 3

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

- ・ インターンシップ等の実施状況を確認する。
- ・ その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。

#### ➤ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6 – 5 – 3）

教育研究上の基本組織	取組	実施組織	実施状況
〇〇〇〇	キャリア関連科目の開設	就職支援センター	キャリア科目Ⅰ（受講者20人）、キャリア科目Ⅱ（受講者50人）の開講
〇〇〇〇	インターンシップ	就職支援センター	国内7施設 30人、国外2施設 1人
〇〇〇〇	ボランティア活動	教育支援センター	近隣地方自治体の社会福祉協議会と連携し、実施（学童保育支援200人）

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

## 基準 6 – 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること



### 分析項目 6 – 5 – 4

#### 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

- 履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。
- 障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- 履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

※施設・設備のバリアフリー化及び法令遵守については、基準 4 – 1 において確認

※その他は、社会人学生、ADHDやLGBT等を想定、他の分析項目で分析済みの場合は不要

#### ➤履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式 6 – 5 – 4）

障害のある学生

教育研究上の基本組織	実施組織	実施状況
○○○○	○○学部	ノートテーカーの配置
○○○○	国際本部	留学生相談室の開室
○○○○	○○学部	IT機器を利用した遠隔指導

留学生

その他履修上特別な支援を要する学生（対象とする学生毎に記載）

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

## 基準 6 - 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

### 分析項目 6 - 5 - 5

正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）

- 提供された機会を利用して、正規学生が海外で学習していることを確認する。

※この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする記述を求める。

この分析項目は、項目の内容を十分に実現し優れて機能している場合に限り、分析する。

教育の国際化：分析項目 2 - 1 - 4、3 - 3 - 2、6 - 5 - 5、6 - 8 - 6

### 国内学生海外派遣実績（別紙様式 6 - 5 - 5）

【ダブル・ディグリー／ジョイント・ディグリー・プログラムによる海外派遣学生】

《学士課程》

教育プログラム (全学・学部)	交流大学等	協定	国又は 地域	派遣 区分	派遣 期間	○年度		○年度		○年度	
						派遣 学生数	うち 単位	派遣 学生数	うち 単位	派遣 学生数	うち 単位
〇〇ダブル・ディグリー・プログラム (〇〇学部)	〇〇大学	○		DD	/						
〇〇ジョイント・ディグリー・プログラム (〇〇学部)	△△大学	○		JD	/						
合計						0	/	0	/	0	/

《大学院課程》

教育プログラム (全学・大学院)	交流大学等	協定	国又は 地域	派遣 区分	派遣 期間	○年度		○年度		○年度	
						派遣 学生数	うち 単位	派遣 学生数	うち 単位	派遣 学生数	うち 単位
〇〇ダブル・ディグリー・プログラム (〇〇研究科(修士))	〇〇大学	○		DD	/						
〇〇ジョイント・ディグリー・プログラム (△△研究科(博士))	△△大学	○		JD	/						
合計						0	/	0	/	0	/

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 – 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

#### 分析項目 6 – 6 – 1

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること

- 「評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準」を定めているとは、たんに評語(の種類)を定めているだけ、または、評語を適用する「素点」の範囲を定めているだけでなく、学位授与の方針と一貫性をもって策定された教育課程の編成・実施方針に基づいて開設されている科目を履修することによる到達目標に則して、評語の適用の基準が示される必要がある。
- 「組織として定めた」とは、個別の科目の成績評価、単位認定は授業担当教員の責任において実施されることを前提として、適用された評語によって、学生がどの程度の学習成果を上げているかを他大学、社会が理解できるように大学等が明確にしていることである。

※シラバスに、授業科目ごとに到達目標と成績評価基準が記載されているだけでは不十分である。全授業科目を通じた成績評価基準を組織として定めていることが不可欠である。



## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 – 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

#### 分析項目 6 – 6 – 2

#### 成績評価基準を学生に周知していること

- 学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

⇒資料としては、

- ウェブサイトのURL
- (もしあれば)学生に対する配布物及び該当ページ番号

を示すこと。

ただし、当該URLが機構による書面調査、訪問調査の期間、少なくとも学内からアクセス可能であることを示すこと。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 – 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

#### 分析項目 6 – 6 – 3

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- 学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
- GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について定めてある規定及び実施の確認ができる資料を確認する。
- 個人指導等が中心となる科目(たとえば、芸術の実技科目)の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置を定めた規定を確認する。
- 共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。

※授業科目ごとの成績評価の分布の点検を組織的に実施している資料として、成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30%程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認する。

例えば、該当する委員会等での審議を示す議事録、及びその資料（成績評価の分布表等）

※修得する単位の実質を学生が修得していることを担保するなどの目的のために、45時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その調査結果を資料とする。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 – 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

#### 分析項目 6 – 6 – 4

#### 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

- 資料としては、成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等を定める規定を確認する。
- 異議申立てに対し、教員組織が対応を行っていることを確認する。
- 自己評価においては、申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認することとしている。ただし、書面調査において疑義が生じたときに確認事項として実施の状況を資料として求めるが、自己評価書において資料として提示する必要はない。
- 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が検証できる状況とするため、これらを保存することを定める規定を確認する。

※学生による成績に関する異議申し立ての前段階として、成績通知後に成績に関する質問を授業担当教員に行っている例が見られる。この前段階も、一種の成績に対する異議申し立てと考えられるため、組織的に対応しているとはいえない。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

### 分析項目 6 - 7 - 1

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業修了要件」という。）を組織的に策定していること

- 以下の内容を定めた規定(通常は、学則ないし学部規則等と想定)の該当箇所を指定して、当該規定を資料として提示する。
  - 大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。
  - 修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。

### 分析項目 6 - 7 - 2

大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定していること

- 大学院課程については、分析項目 6 - 7 - 1 で修了に必要な単位及び修業年限を定める規定を提示するとともに、以下の規定を提示。
  - 学位論文及び特定課題研究の成果を評価する基準を定める規定
  - 審査に係る手続きを定める規定

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

### 分析項目 6 - 7 - 3

策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること

・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

⇒資料としては、

➤ ウェブサイトのURL

➤ (もしあれば)学生に対する配布物及び該当ページ番号

を示すこと。

ただし、当該URLが機構による書面調査、訪問調査の期間、少なくとも学内からアクセス可能であることを示すこと。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

### 分析項目 6 - 7 - 4

卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること

《 学士課程 》

- ・ 卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。

《 大学院課程 》

- ・ 修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。
- ・ 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおり実施されていることを確認する。
- ・ 博士前期課程において、修士論文（課題研究）の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおり実施されていることを確認する。

⇒資料としては、教授会等での審議の結果、卒業ないし修了を認めることについて審議した記録を資料として示す。

※特に、大学院課程については、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る審議が行われていることが確認できることが必要。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

### 分析項目 6 - 7 - 5

専門職学科においては、法令に則して卒業要件が定められていること

- 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、卒業要件の中に、一般・基礎科目、展開科目、職業専門科目、実験、実習又は実技による授業科目及び臨地実務実習等の修得要件が組織的に定められていることを確認する。

※専門職学科を有しない教育研究上の基本組織等は、この欄に「該当なし」と明示

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

## 分析項目 6 - 8 - 1

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

- 学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。
- 大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。（卒業が受験資格となるものは必須）
- 大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。

⇒ この分析項目で「適正」な状況にあることの根拠資料を求めている。優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項に記し、根拠となる資料を示すこと。

➤ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6 - 8 - 1）

教育研究上の基本組織	標準修業年限内の卒業（修了）率					「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率				
	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
〇〇〇〇	81.0	76.9	76.8	73.7	75.6	92.2	93.9	95.7	91.2	94.6
●●●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●



## 分析項目 6 - 8 - 1 (つづき)

### 計算式

$$\text{標準修業年限内卒業（修了）率} = \frac{\text{標準修業年限で卒業（修了）した者の数}}{\text{標準修業年限（例：4年制学部であれば4年）前の入学者数}}$$

(例) 4年制学部についての令和4年度における標準修業年限内卒業率

令和元年度年度入学者数200人

令和元年度入学者のうち、令和4年度卒業生175人

$$\text{標準修業年限内卒業率} = \frac{175}{200} = 87.5\%$$

$$\text{「標準修業年限} \times 1.5 \text{」年内卒業（修了）率（注1）} = \frac{\text{Aのうち、（標準修業年限} \times 1.5 \text{）年間に学位を取得した者の数（注2）}}{\text{（標準修業年限} \times 1.5 \text{）年前の入学者数（A）}}$$

(注1) 「標準修業年限×1.5」の算出において、端数がある場合は、1年として切り上げる。

(注2) 博士課程においては、便宜上、単位取得満期退学後に学位を取得した者を含める。

(例) 4年制学部についての令和4(2022)年度における「標準修業年限×1.5」年内卒業率

平成29(2017)年度入学者数100人

平成29(2017)年度入学者のうち、卒業生（令和2(2020)年度80人、令和3(2021)年度7人、令和4(2022)年度3人）

$$\text{「標準修業年限} \times 1.5 \text{」年内卒業率} = \frac{80 + 7 + 3}{100} = 90\%$$

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

## 分析項目 6 - 8 - 2

就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

- 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- 就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。

⇒ この分析項目で「適正」な状況にあることの根拠資料を求めている。優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項に記し、根拠となる資料を示すこと。

### ➤ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（別紙様式 6 - 8 - 2）

教育研究上の基本組織		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	主な進学先/就職先
〇〇〇〇	卒業生 (A)	205	197	196	198	194	
	進学者 (B)	12	16	16	6	15	〇〇大学大学院〇〇研究科 □□大学大学院□□研究科
	進学率 (B/A)	5.9%	8.1%	8.2%	3.0%	7.7%	
	就職希望者 (C)	173	166	175	177	173	
	就職者 (D)	142	140	145	158	147	学校教育 (・・・、・・・) 金融業 (・・・、・・・) 公務員 (国家公務員、地方公務員) 製造業 (・・・)
	卒業生に対する就職率 (D/A)	69.3%	71.1%	74.0%	79.8%	75.8%	
	就職希望者に対する就職率 (D/C)	82.1%	84.3%	82.9%	89.3%	85.0%	

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

### 分析項目 6 - 8 - 3

卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

- 学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等を資料として提示する。

### 分析項目 6 - 8 - 4

卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

- 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を資料として提示する。

### 分析項目 6 - 8 - 5

就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

- 就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を資料として提示する。  
⇒ この分析項目で「適正」な状況にあることの根拠資料を求めている。優れた状況にあると判断する場合には、その具体的な状況の特記事項に記し、根拠となる資料を示すこと。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

### 分析項目 6 - 8 - 6 (より望ましい取組として分析)

教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること

- 教育の国際化の取組の目的及び実施の状況並びにその結果としての学生の進路状況等を確認する。

※この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする**記述**を求める。

この分析項目は、呼応する分析項目も含めて項目の内容を十分に実現している場合、機構の評価においては優れた点として高く評価することとする。

教育の国際化：分析項目 2 - 1 - 4、3 - 3 - 2、6 - 5 - 5、6 - 8 - 6

- 自己評価書の誤記載にご注意ください。
- 特に学部・研究科の入学定員充足率について記載する『認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2』に誤りが目立ちます。
  - ⇒ 自己評価書公表後に誤記載に気付いても、公表結果は覆らない。
- 個人情報を含めた根拠資料を提出する場合は、個人情報部分を墨塗り等により削除してください。
  - ※根拠PDF資料の墨塗りでは、単に文字をオブジェクトや黒マーカ―などで隠すのではなく、PDF編集ソフトの墨塗りツールを利用するなど、当該部分に含まれる文字情報を完全に削除するようにしてください。
  - ※提出された資料がそのまま公表されますので、公表資料から個人情報が漏洩することのないように注意が必要です。
- 令和3年度機関別認証評価結果に関する委員長所見
  - ⇒ 次スライドに全文を掲載しますので、認証評価のプロセスにおいて課題となっている点についてご留意ください。

### 委員長所見

令和3年度の大学機関別認証評価は、新型コロナウイルス感染症蔓延下における2年目の実施となったが、関連文書の電子化、多様なメディアやインターネットを利用した遠隔会議によって、自己評価書に関する書面調査、実地の面談や見学をオンライン等で実現した訪問調査を実施し43校を対象とする認証評価を行い得たことは、対象大学及び評価を担当した専門委員等関係者のご協力によるものであり、感謝したい。

令和元年度から開始した大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価の第3巡目においては、先行する諸法令の改正を受けて、とりわけ内部質保証の体制の整備の状況とその機能の状況を重点的に評価してきており、令和3年度においてこの項目に係る基準をすべての大学が満たしていることを確認できたことは喜ばしい。しかし、**内部質保証の機能の状況については、諸法令等の改正も踏まえた体制の整備の結果として確認することが困難であり、従前の自己点検・評価体制における改善・向上の実績まで遡って確認することが必要であった場合が多い。第3巡目も4年度目となる令和4年度の対象大学においては、特に自己評価書の作成の段階で内部質保証が機能していることを明らかにしていることが期待される。**

令和3年度においては、自己評価書の作成の際、多くの対象大学が令和2年度に実施された国立大学の教育研究の状況に関する現況分析の結果をもって、教育課程と学習成果に関する諸基準に係る学部・研究科等ごとの自己評価に代えることとした。**認証評価の実施期間に現況分析の結果が大学に通知されるという状況が出来たこともあり、大学としては緊急の対応を余儀なくされたが、内部質保証体制の整備とも相俟って最終的には効果的かつ効率的な自己点検・評価活動として成果を上げている。**

認証評価は、教育の質を保証するだけでなく、各大学の個性の伸長に資することを目的としており、とくに第3巡目の実施では、基準ごとに成果を上げた取組を自己評価書に記載することを明示的に求めている。しかし、**おそらくすべての大学において個性的な取組が行われているにもかかわらず、必ずしもそのような取組を十分には説明できていない場合も散見され、結果として、優れた点を指摘できなかった大学もある。**各大学におかれては、認証評価において優れた点の指摘を受けることによって、さまざまな先導的取組の成果を社会に説明することは勿論、なによりも他の大学と共有し、日本の大学コミュニティ全体としてのレベルを引き上げることに協力いただきたい。

認証評価は  
大学と大学改革支援・学位授与機構との  
信頼関係に基づく協同作業

ご不明な点は  
ご遠慮なくお問い合わせください！

評価事業部評価支援課  
大学評価係

TEL : 042 - 307 - 1642  
MAIL : [daigaku@niad.ac.jp](mailto:daigaku@niad.ac.jp)